

第3章

保健医療圏と基準病床数

- 1 保健医療圏設定の基本的考え方
- 2 保健医療圏の設定
- 3 基準病床数

第3章

保健医療圏と基準病床数

1 保健医療圏設定の基本的考え方

限られた医療資源を有効に活用し、すべての県民に適切な保健医療サービスを効率的に提供するためには、県民の生活実態に即した適切な圏域を設定し、それぞれの圏域における保健医療需要を把握しながら、計画的に保健医療提供体制を整備する必要があります。

このため、保健医療活動の地域的単位として保健医療圏を設定します。

なお、この保健医療圏域の設定はあくまでも行政的配慮に基づくものであり、県民の自由な医療機関の選択を制約するものではありません。

2 保健医療圏の設定

(1) 一次保健医療圏

一次保健医療圏は法令上特に定義はありませんが、本県では、住民に密着した頻度の高い保健医療活動が展開される地域とし、市町村単位とします。

市町村合併が進み、広域化した市や町の役割として、保健・医療・福祉サービスの一体的かつ効率的な提供が期待されます。

(2) 二次保健医療圏(医療法第30条の4第2項第9号)

二次保健医療圏は、高度・特殊な医療を除く一般的な保健医療需要に対応する区域であり、医療機能を考慮した病院の整備や各種の保健・医療・福祉施策を展開するための地域的な単位です。

本県の二次保健医療圏については、次表の市町で構成される6圏域とします。

【圏域設定の考え方】

栃木県保健医療計画(6期計画)を策定するに当たり、適正な圏域の設定や市町村合併など、保健医療を取り巻く諸状況の変化に合わせ、圏域の見直しを行いました。

5期計画までは、県東・中央保健医療圏として宇都宮市及び芳賀郡市を一体のエリアとして取り扱ってきましたが、このうち新たに分割して設定する県東保健医療圏については、高い高齢化率・三大死因による高い死亡率等の地域特性に対処する必要があることから、従前から「救急医療圏」「周産期医療圏」「小児二次救急医療圏」が芳賀医療圏として芳賀郡市のみで構成される圏域であった経過も踏まえ、今般、適正な二次保健医療圏として整備を進めることとしたところです。今後、中核となる病院を中心とした医療資源の整備、病病連携・病診連携を促進すること等により、医療の需給状況の改善を図っていくこととしています。

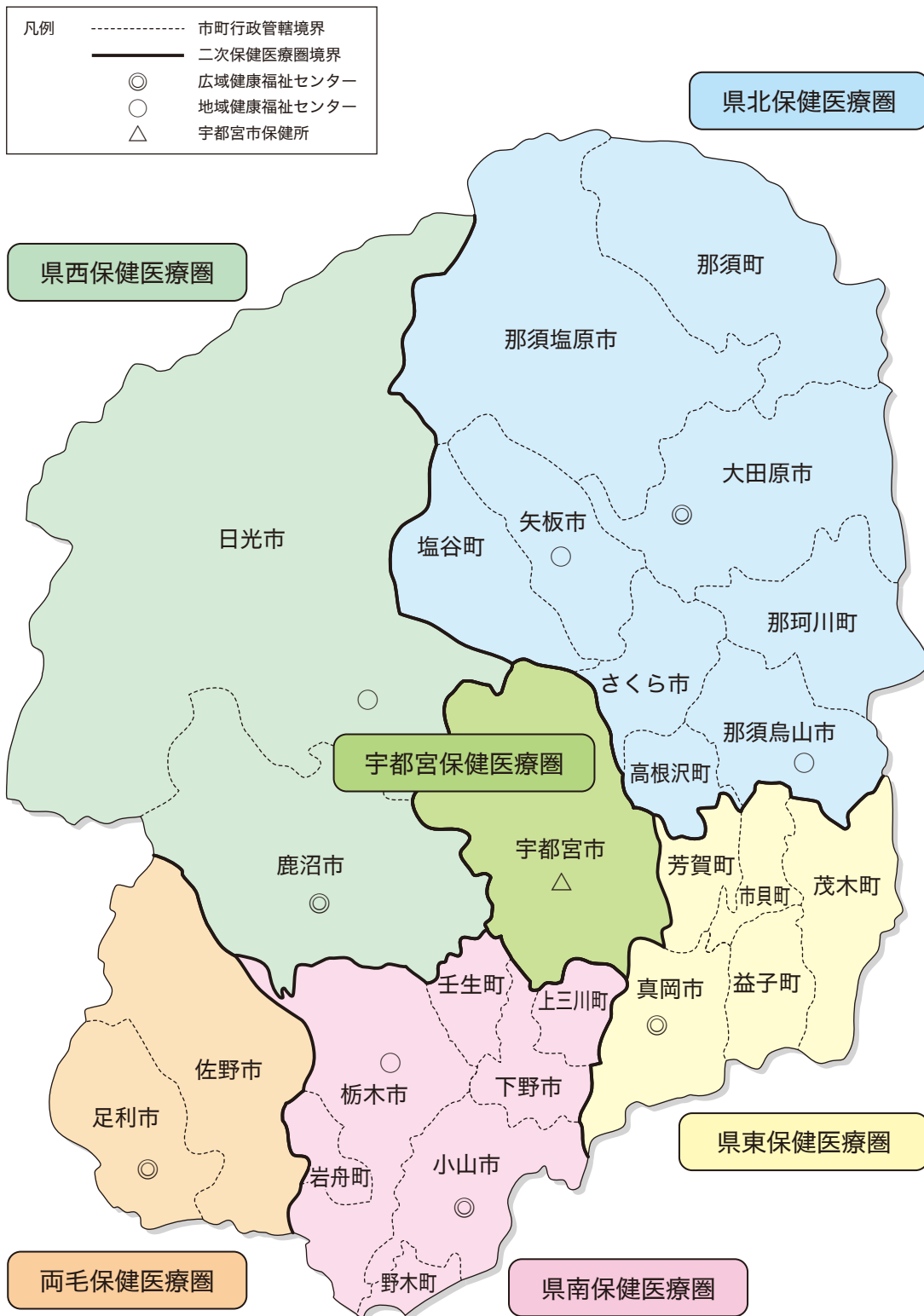
また、他の保健医療圏についても、圏域内において一般的な保健医療需要に対して適切な対応が図れるよう、体制の整備に努めます。

二次保健医療圏名	人口 (人)	面積 (km ²)	構成市町
県北保健医療圏	387,998	2,229.52	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、 那須烏山市 塩谷郡 塩谷町、高根沢町 那須郡 那須町、那珂川町 (5市4町)
県西保健医療圏	188,505	1,940.49	鹿沼市、日光市 (2市)
宇都宮保健医療圏	514,798	416.84	宇都宮市 (1市)
県東保健医療圏	147,428	563.93	真岡市 芳賀郡 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 (1市4町)
県南保健医療圏	482,270	723.61	栃木市、小山市、下野市 河内郡 上三川町 下都賀郡 壬生町、野木町、岩舟町 (3市4町)
両毛保健医療圏	272,387	533.89	足利市、佐野市 (2市)
計	1,993,386	6,408.28	(人口:平成24年10月1日現在)

(3) 三次保健医療圏(医療法第30条の4第2項第10号)

三次保健医療圏は、高度・特殊な専門的医療を提供するとともに、広域的に実施することが必要な保健医療サービスを提供するために設定する圏域であり、県全域とします。

二次保健医療圏 圏域図



3 基準病床数

(1) 基準病床数

基準病床数とは、病院及び診療所の病床の適正配置を促進することを目的に、医療法第30条の4第2項第11号の規定に基づき定めるものであり、病院及び診療所における一般病床及び療養病床に係る基準病床数は二次保健医療圏ごとに、精神病床、結核病床及び感染症病床は県全域で定めます。

保健医療計画で定めた基準病床数を既存病床数が上回っている、いわゆる「病床過剰地域」における病院の開設・増床・病床種別の変更又は診療所の病床の設置・増床については、開設中止等の知事の勧告の対象となります。

なお、「病床過剰地域」において、医療の高度化や機能分化のため病床の再編が必要な場合は、公的医療機関等の再編統合の特例措置等を活用して対応していくこととします。

病床の種別、圏域別の基準病床数及び既存病床数は以下のとおりです。

基準病床数と既存病床数

病床種別	圏域	基準病床数	既存病床数※
療養病床 及び 一般病床	県北保健医療圏	1,770	2,695
	県西保健医療圏	682	1,471
	宇都宮保健医療圏	3,480	4,385
	県東保健医療圏	481	795
	県南保健医療圏	3,732	4,642
	両毛保健医療圏	1,995	2,207
	計	12,140	16,195
精神病床	県全域	4,779	5,224
結核病床	県全域	65	115
感染症病床	県全域	32	26

※ 既存病床数については平成24年12月現在。

(2) 届出により一般病床を設置できる診療所

医療法第7条第3項及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に基づき、診療所における一般病床の設置について、許可を受けることを要せず届出により設置できる診療所(以下「特例届出診療所」という。)の基準は以下のとおりです。

《特例届出診療所の基準》

- ・ 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として、診療報酬上の在宅療養支援診療所に該当する診療所
- ・ へき地に設置される診療所として、厚生労働省の「無医地区等調査」において、「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」とされた地区に設置する診療所
- ・ 小児医療の推進に必要な診療所として、小児科専門医又は小児外科専門医を置き、小児科又は小児外科を標榜する診療所
- ・ 周産期医療の推進に必要な診療所として、産婦人科専門医を置き、産科又は産婦人科を標榜するとともに、産科医療を提供する診療所
- ・ 救急医療の推進に必要な診療所として、救急病院等を定める省令に基づく救急告示診療所
- ・ 上記に定めるもののほか、地域において良質かつ適切な医療を提供するために特に必要な診療所

※本計画に記載されるべき特例届出診療所については、次の県ホームページに掲載されています。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/pref/keikaku/bumon/hokeniryoku.html>